

# 2017年3月の年度末の 会計上の留意事項(IFRS)

March 2017

## はじめに

この資料では、2017年3月31日現在の、国際財務報告基準(IFRS)による財務報告における要求事項をまとめました。最初のセクション「注目されている論点」では、企業が当年度末に検討する可能性のある項目を記載していますが、最新の情報はPwCのウェブサイト **Inform** に随時アップデートしていますので、ご確認ください。

本資料の2つ目のセクションでは、2017年3月31日に終了する事業年度に新たに適用可能となる基準および解釈指針を記載しています。

最後のセクションでは、今後発効する基準および解釈指針を記載していますが、これらについては国際会計基準(IAS)第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第30項に従った開示が必要となります。

## 目次

はじめに .....	1
注目されている論点 .....	1
2017年3月31日に終了する 事業年度に新たに適用される 基準および解釈指針 .....	7
2017年4月1日以後発効 する新基準 .....	9

## 注目されている論点

### 減損レビューに関する規制当局の関心事項および 主要な留意点

減損は、多くのクライアントにとって引き続き関心の高い領域となっています。規制当局は依然としてこの領域に注目しており、開示の透明性の向上を継続して強く求めています。

多額ののれんや無形資産を保有する企業グループは、規制当局から、減損の評価と特にそれに関連する開示について異議を申し立てられるリスクが高くなっています。

減損テストにおける主要なポイントには次のものがあります。

- 使用価値(VIU)モデルにおいて、主要な仮定は外部市場データと整合的である必要があり、また、キャッシュ・フロー予測における成長率の仮定は最新の経済予測と整合的でなければなりません。
- IAS第36号「資産の減損」のVIUモデルは、税引前のキャッシュ・フローを税引前の割引率で割り引くことを要求している。実務では、税引後のキャッシュ・フローと税引後の割引率が用いられている。理論上、これらは同じ結果となるはずだが、繰延税金を考慮しなければなら

ないため、同じ結果に到達するのに困難が伴う。このため、税引後のVIUモデルが帳簿価額をわずかに上回る程度の場合には、次のステップとして、処分コスト控除後の公正価値(FVLCD)を算定することが適当である。

- 公正価値モデルは、税引後のモデルであり、経営者による仮定ではなく、市場参加者の仮定を用いなければならない。
- 減損の評価において、帳簿価額は、回収可能額を算定する方法と首尾一貫した基礎により算定しなければならない。例えば、
  - 回収可能価額が公正価値モデルを用いて算定される場合、テスト対象となる帳簿価額には当期繰延資産／負債および繰延税金資産／負債を含めなければならない(ただし、繰越欠損金に関する資産は別個の取引として取り扱われるため除く)。
  - 税引前のキャッシュ・フローに基づくVIUモデルを用いる場合には、繰延税金資産を帳簿価額に含める必要はなく、また、繰延税金負債を控除してはならない(すなわち、繰延税金を資金生成単位(CGU)の帳簿価額に含めない)。これにより、

VIUの帳簿価額がFVLCDの帳簿価額よりも高くなる可能性がある。しかし、重要な繰延税金がすでに存在する場合、IAS第36号のVIUテストがCGUの回収可能価額の算定として最適な方法ではない可能性がある。

- 非金融資産の減損レビューに関するさらなる留意事項は、PwCのIn depth INT2015-08「**非金融資産－減損テストにおける5つのポイントの詳説**」(閲覧はInformユーザー限定)を参照。

IAS第36号が要求する開示は広範囲にわたります。IAS第36号は、主要な仮定(回収可能価額が非常に敏感に反応する仮定)と関連する感応度分析の開示を求めています。また、IAS第1号「財務諸表の表示」第122項および第125項が重要な会計上の判断および見積りの不確実性の主要な発生要因の開示を要求していることにもご注意ください。

規制当局は、ターミナルバリューを見積るためのキャッシュ・フロー予測に用いる長期成長率や税引前の割引率は、重要であるものの、直近の予算・予測が対象とする期間のキャッシュ・フロー予測に用いる「主要な仮定」ではない、との見解を述べています。したがって、ターミナル期間の前に発生するキャッシュ・フロー予測に適用する個別の成長率に関する仮定についても注意を払わなければなりません。

#### 公正価値測定および関連する開示項目

規制当局は、企業のIFRS第13号「公正価値測定」に基づく公正価値測定および関連開示に対して関心を表明しています。主な留意事項を次に示します。

#### 測定

- 評価技法はIFRSの要求事項を遵守していなければならない。
- 観察可能なインプットの使用を最大化し、観察可能でないインプットの使用を最小化しなければならない。
- 報告企業は、入手可能な場合には、活発な市場における相場価格を、調整なしに使用しなければならない(すなわち、Level 1のインプット)。
- デリバティブの公正価値に相手方および企業自身の信用リスクを織り込まなければならない。

#### 開示

報告企業は、IFRS第13号の目的を満たすため、関連性のある情報を提供しなければならない(公正価値が第三者によって算定される場合を含む)。

報告企業は以下の説明を行わなければならない。

- 評価技法
- 使用されたインプット(重要な観察可能でないインプットに関する定量的情報)－レベル2およびレベル3
- 評価技法の変更とその理由
- 公正価値ヒエラルキーのレベル
- 観察可能でないインプットの変動に対する感応度
- 現在の使用が最有効使用と異なるかどうか

上記のリストは規制当局が強調している開示項目です。開示が要求される項目の網羅的なリストについては、IFRS第13号をご参照ください。

#### 資産の経済的耐用年数および残存価額の年次レビューに関する要求事項

IAS第16号「有形固定資産」は、資産の償却可能額をその耐用年数にわたって配分することを要求しています(第50項)。資産を帳簿価額ゼロで保有している場合、その資産は引き続き事業で使用されているものの、その耐用年数よりも短い期間で償却が完了していることを示し、したがってIAS第16号の要求事項と矛盾することになります。

IAS第16号第51項は、有形固定資産の残存価額および耐用年数は、少なくとも各事業年度末に再検討しなければならないとしています。予想が以前の見積りと異なる場合には、当該変更はIAS第8号に従って会計上の見積りの変更として会計処理しなければならないとします。

IAS第8号は、見積り耐用年数の変更の影響は、この変更が当期に与える影響の範囲で当期の減価償却費を調整し、将来の期間に与える影響の範囲で将来の期間の減価償却費を調整するよう会計処理することを要求しています。

このガイダンスは、IAS第38号「無形資産」に基づいて資産計上される耐用年数を確定できる無形資産にも等しく適用されます。

## 英国のEU離脱(ブレグジット)が税金に与える影響

英国の欧州連合(EU)離脱の結果として、いくつかの潜在的な税金のエクスポージャーが生じる可能性があります。それらのエクスポージャーが当期税金および繰延税金に与える影響は、事業計画の策定および貸借対照表日がEU基本条約(リスボン条約)第50条に基づく離脱通知日よりも後となる財務諸表の作成において考慮されなければなりません。

IAS第12号「法人所得税」は、報告期間の末日までに制定され、または実質的に制定されている税率および税法に基づいて当期税金および繰延税金の残高を測定することを要求しています。IAS第12号は、税法が議会で制定されるプロセスを想定しているものとみられます。しかしブレグジットでは、取決めがどのようなものに置き換わるか判明する前に英国のEU離脱通知が行われる点で、これとは異なります。事実上、リスボン条約第50条に基づく離脱通知は、法的プロセスの始点であり、終点ではありません。

今後の2年間で特定の税務上の取決めに関してどのようなことが生じるかは、かなり不確実であることは明らかです。

IAS第12号の会計上の要求事項について、PwCは、リスボン条約第50条に基づく離脱通知により英国のEU離脱が実質的に制定されるものの、EU離脱が税制に与える影響は不確実であり、それは「離脱協定」(何らかの合意が成立した場合)の内容に依存すると考えます。離脱協定により、何らかの税金の優遇措置、経過措置またはそれ以外の措置が保持される可能性があります。言い換えれば、リスボン条約第50条に基づく離脱通知を行うことで、未知の離脱協定における税法が実質的に制定されることとなります。そしてこのこと自体が税務上の不確実性となります。企業は、離脱協定による潜在的な税務上の帰結を評価しなければなりません。すなわち、企業は(各報告日に)、最も可能性のある離脱協定の潜在的な税務上の影響および納付されると予想される額を継続的に再評価しなければなりません。

すべての不確実な税務ポジションの場合と同様に、経営者の判断および潜在的なエクスポージャーについて、高品質な開示を行わなければなりません。

また英国財務報告評議会(FRC)は、税務上の不確実性について高品質な開示を期待することを明確にしています。とりわけFRCがブレグジットに

関するリスクや不確実性の概要についてより質の高い開示を企業に求めていることから、この税務上の不確実性に関する開示は、FRCのコーポレート・レポーティング・レビュー・チーム(CRRT)が曖昧または定型的な開示を行う企業に対して異議を唱える可能性がある典型的な開示領域と言えます。

上記の分析に対する代替的アプローチは、ある時点で法的枠組みをより厳格に適用することです。

リスボン条約第50条の発動により、英国のEU離脱をもたらす法律が実質的に制定されるため、特定の税金の優遇措置は、現時点で制定されていない他の法律に置き換えられない限り、今後2年のうちに利用できなくなると考えられています。

このような状況で、企業は、EU加盟国ごとに存在する基礎となる法的枠組みを検討し、納付されると予想される税金があるかどうかを評価します。

ブレグジット関連の取決めによって生じるその後の法律の変更は、法律そのものが実際に制定された時点で反映されます。

このアプローチでは、引当金が複数回にわたって変更されるリスクがより高くなります。例えば、現在に源泉徴収税の全額が引当処理されている場合、ブレグジットに関連する法律が各国で制定されるたびにそれが減額されたり戻し入れられたりします。通常、このような状況で引当金の変動性が増すと、財務諸表が理解しにくくなるでしょう。したがって、PwCは、現段階における開示は、この代替的アプローチではなく、前述の対応が適切だと考えます。

## ESMAによるエンフォースメントの優先事項

欧州証券市場監督局(ESMA)は年次の公式声明書「欧州共通のエンフォースメントの優先事項」を公表しました。

上場企業およびその監査人に向けられたこの声明書は、ESMAおよび各国の会計執行者が、欧州連合(EU)全域における国際財務報告基準(IFRS)の首尾一貫した適用を促進することを目的として実施する、上場企業の2016年度財務諸表の検査において、特に重点的に取り組む予定の領域を示しています。

本声明書には、報告企業に課題をもたらす可能性のある、繰り返し発生する論点と最近の経済情勢の両方が記載されています。

- **財務業績の表示:**ESMAは、投資家に財務業績に関する明瞭かつ高品質な情報を提供することの重要性を再度強調しました。ESMAは報告企業に対し、基本財務諸表、注記および財務諸表に付随する文書において自社の業績を表示する際の透明性と首尾一貫性の確保を要請しました。
- **金融商品:**資本性金融商品と金融負債の区分:ESMAは、資本と負債の区分に重要な判断が必要となる場合があると述べ、企業が発行する負債と資本を区分するための一般原則とは、契約上の義務を決済するために現金またはその他の金融資産を引き渡すことを回避できる無条件の権利を企業が有しているかどうかであることを、報告企業に再確認しました。
- **新基準がIFRS財務諸表に与える影響の開示:**ESMAは、2018年および2019年から発効するIFRSの新基準は、いくつかの側面において現行の基準に重要な変更をもたらすと強調しました。ESMAは、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」、IFRS第16号「リース」について懸念しています。これらの新基準は、資産、負債、収益、費用およびキャッシュ・フローの認識、測定および表示に影響を与える可能性があります。したがって、報告企業はこれらの新基準の準備をすぐに始める必要があります。IAS第8号は、公表はされているが未発効の基準についての情報およびその潜在的な影響を年度末の財務諸表に開示することを求めています。IFRS第9号およびIFRS第15号に関するESMAの声明書を鑑みると、報告企業は各基準の適用の状況または進捗について、その影響を評価中であると記載するだけでなく、より詳細な情報を提供する必要があります。

さらに、欧州の一部の報告企業に対する、英国のEU離脱「Brexit」の国民投票の関連性を考慮し、ESMAはこの投票結果がもたらす潜在的影響を受ける報告企業に対して、自社の事業活動に対して予想される関連するリスクおよび影響の評価と開示を要請しています。ESMAは、Brexitの時期が近づくにつれて、その影響に関するより多くの情報が入手可能になるものと見込んでいます。

詳細についてはESMAの**声明書**(英語のみ)をご参照ください。

## 債務のリストラクチャリング

負債性金融商品を発行している場合、例えば借入枠や債券による資金調達を行っている場合に、そのリストラクチャリングについては引き続き多数の質問が寄せられています。これは複雑な会計領域であり、重要な判断を必要とする場合があります。発生する可能性のある論点について、エンゲージメントチームの理解を支援するために主要な会計上の検討事項のいくつかを以下に要約しました。なお、関連ガイダンスはPwC IFRSマニュアル2015年版の6.6.177 項から6.6.185 項(2017年版の44.106項から44.110項)に記載されています。

- 新しい債務と古い債務の条件が大幅に異なるかどうかの判定。IAS第39号「金融商品:認識及び測定」では、金融負債の交換または金融負債の条件変更が行われるが借手および貸手が同一のまま変わらない場合、条件が大幅に異なるかどうかを評価する必要があります。条件が大幅に異なる場合、当該取引は当初の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理しなければならない。
- 条件変更/消滅にかかる利得または損失の取扱い。
- 再交渉の一環で発生した手数料の取扱い。手数料を即時認識しなければならないのか、あるいは資産計上することができるのか。
- 中間業者の使用。企業は債務のリストラクチャリング時に中間業者として銀行を使用することがある。例えば、企業が既存の債券の契約条件または満期日の変更を望む場合、企業は、当初の債券の買戻しと条件変更後の債券の投資家への販売のための中間業者として銀行を使用することがある。この場合の会計処理は複雑なものとなる。このような状況における主要な会計上の検討事項は、銀行が代理人として行動しているのか本人として行動しているのかであり、高度な判断を伴う。銀行が本人として行動していないのであれば、企業は債券の条件変更を債券の消滅として取り扱い、利得または損失を純損益に認識する。
- 信用枠が使用されていない場合の条件変更。



## サプライヤー・ファイナンス契約

サプライヤー・ファイナンス契約の会計処理については引き続き多数の質問が寄せられています。こうした契約は、サプライヤー・ファイナンス契約の対象となる営業債務の認識を中止し銀行借入としなければならないかどうかという疑問を生じさせます。サプライヤー・ファイナンス契約では、購入者、購入者に商品を供給するサプライヤー、銀行の三者が当事者となります。サプライヤーと購入者の間で発生した営業債務の支払について、銀行が斡旋を行い、また融資を提供することで、サプライヤーは当該営業債務の支払期日より早く支払いを受けることができることとなります。

IAS第39号では、金融負債が消滅した時、すなわち債務が免責、取消し、または失効となった時に、金融負債を企業の貸借対照表から除去します。そのため、営業債務が消滅して銀行に対する新しい負債が発生したのかどうか、あるいは条件の大幅な変更があったのかどうかを評価しなければなりません。

営業債務が消滅した場合、銀行に対する新しい負債を銀行借入として(あるいは「営業債務」以外の適切な表示科目で)表示しなければなりません。当初の負債が消滅していないとみなされる場合でも、負債の条件が大幅に変更されている場合があり、この場合も結果として当初の負債の認識を中止し新しい負債に置き換えることとなります。条件の変更が大幅であるかどうかは、定量的な観点と定性的な観点から検討しなければなりません。

サプライヤー・ファイナンス契約に関する詳しいガイダンスについては、PwC IFRSマニュアル2015年版の第6.5章(2017年版の第44章)および**PwCのプラクティス・エイド**(英語のみ)をご参照ください。

サプライヤー・ファイナンス契約の会計処理は契約に関連する正確な事実および状況に応じて行われます。

## キャッシュ・プーリング契約

IAS第32号「金融商品:表示」第42項は金融資産と金融負債の相殺に関するガイダンスを定めています。IAS第32号においては、次に該当する場合に、かつ、その場合にのみ、相殺が適用されます。

- 認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ
- 純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している

また、IAS第32号は法的に強制可能な相殺の権利を現在有しているためには、相殺の権利が次のようなものでなければならないことを明確にしています。

- a. 将来の事象を条件としていない。かつ、
- b. 次のすべての状況において、法的に強制可能である。
  - i. 企業および全部の相手方の通常の事業の過程
  - ii. 企業および全部の相手方の債務不履行の発生時
  - iii. 企業および全部の相手方の倒産または破産の発生時(IAS第32号(改訂)AG38B項)

多くの企業グループが、現金を単一の口座に集約(sweep)することが可能となる、キャッシュ・プーリング契約を締結しています。こうした契約にはさまざまな形態があります。集約契約の中には、集約は名目上のもので実際には現金が単一の口座に集約されませんが、あたかも集約が行われたかのように純額ポジションで利息が得られるようになっているものがあります。こうした場合、実際には集約は行われず、キャッシュ・ポジションの相殺の意図も存在しないため、相殺は適切な会計処理ではありません。

相殺の権利は、企業グループが同じ銀行に多数の口座を保有しており、当座借越が存在する状況でよく見られます。借越が生じた場合に1つの口座の決済のために別の口座を利用する権利を銀行が有していても、企業グループにはその権利がない場合もあります。このような企業グループにおいては、相殺の会計処理は適切ではありません。なぜなら、相殺の権利が、両者の通常の事業の過程において、強制可能でないからです。

IFRS解釈指針委員会(IC)は、2016年4月、IAS第32号に従って企業グループが残高を相殺できる場合およびその可否に関するアジェンダ決定を公表しました。ICは、企業グループが、子会社の期末の口座残高を純額ベースで決済することを見込んでいない限り、報告日において期末の口座残高全体を純額で決済する意図があると主張することは適切でないことに留意しました。したがって、このような残高はIAS第32号の下では相殺することはできません。

それでも、相殺は以下のような場合には適切となるでしょう。

- 次回の決済日前の現金の変動が、プラス残高の口座への入金および(または)当座借越残高の口座からの引き出しのみであると企業が見込んでいる場合、または
- 次回の決済日前に残高が変動する可能性の低い「コア」残高を企業が維持している場合。

一部の企業グループでは、ICの決定を受けてキャッシュ・プーリング契約の契約条件の再検討が行われています。詳しくは、PwCの **In brief INT2016-08「IFRS ICの決定がキャッシュ・プーリング契約に与える影響」**をご参照ください。

相殺の会計処理に関するIAS第32号の要求事項の適用は複雑となる可能性があります。基礎となる事業上および契約上の取決めの理解が最大の課題となることが多いため、会計上の結論を下す前に正確な理解を得るように注意することが必要です。

より詳しいガイダンスについては、PwC IFRSマニュアル2017年版第47章をご参照ください。

## 2017年3月31日に終了する事業年度に新たに適用される基準 および解釈指針

2017年3月末に終了する事業年度に新たに適用される基準および解釈指針は、以下のとおりです。

**IFRS 第14号「規制繰延勘定」(2016年1月1日以後開始する事業年度に発効。ただし、EUは暫定基準としての承認予定なし)**

IFRS 第14号は、IFRSの初度適用企業がIFRSを適用する際に、料金規制に関連する金額の認識において、従前の会計原則の要求事項に従った会計方針を継続して適用することを認めています。ただし、IFRSを既に適用している企業(かつ、料金規制に関連する金額を認識していない企業)との比較可能性を高めるため、本基準は、料金規制の影響を、他の項目と区分表示することを求めています。詳細については、PwCの **Straight away 138「IASBが規制繰延勘定に関する暫定基準を公表」**をご参照ください。

**IFRSの年次改善2012-2014年サイクル(2016年1月1日以後開始する事業年度に発効)**

**本修正**は、以下の基準書に影響します。

- IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」-処分方法
- IFRS第7号「金融商品:開示」(IFRS第1号に対する結果的修正を含む)-サービシング契約
- IAS第19号「従業員給付」-割引率
- IAS第34号「期中財務報告」-情報の開示

詳細については、PwCの **In brief INT2014-12「IASBが「IFRSの年次改善2012-2014年サイクル」を完了」**をご参照ください。

**IFRS 第11号「共同支配の取決め」の修正-共同支配事業に対する持分の取得(2016年1月1日以後開始する事業年度に発効)**

**本修正**は、事業に該当する共同支配事業の持分の取得の会計処理について、新たなガイダンスを定めています。本修正は、このような取得について、適切な会計上の取り扱いを明確にしています。

詳細については、PwCの **In brief INT2014-02「共同支配事業に対する持分の取得」**をご参照ください。

**IAS 第16号「有形固定資産」およびIAS 第41号「農業」の修正-果実生成型植物(2016年1月1日以後開始する事業年度に発効)**

**本修正**は、果実生成型植物(ブドウの木、ゴムの木およびヤシの木など)の財務報告を変更するものです。IASBは、果実生成型植物は製造工程における機械に類似しているため、果実生成型植物を有形固定資産と同様の方法で会計処理することを決定しました。したがって、本修正は、果実生成型植物をIAS 第41号ではなくIAS 第16号の範囲に含めています。果実生成型植物に生育する生産物は引き続き、IAS 第41号の範囲に含まれます。

詳細については、PwCの **In brief INT2014-07「果実生成型植物の会計上の分類に関する修正」**をご参照ください。

**IAS 第 16 号「有形固定資産」および IAS 第 38 号「無形資産」の修正－減価償却および償却(2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効)**

**本修正** において、IASB は、資産の減価償却を、収益を基礎とした方法を用いて行うことは適切でない旨を明確化しました。これは、資産の使用を含む活動により創出される収益は、通常、資産の経済的便益の消費とは異なる要因を反映するためです。また、IASB は、無形資産の償却について、収益がその経済的便益の消費を測定する基礎として不適切であると推定されることも明確化しました。

詳細については、PwC の **In brief INT2014-03「許容可能な減価償却および償却の方法の明確化」**をご参照ください。

**IAS 第 27 号「個別財務諸表」の修正－持分法(2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効)**

**本修正** は、企業の個別財務諸表における子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資の会計処理に、持分法を使用することを認めています。

詳細については、PwC の **In brief INT2014-10「個別財務諸表における持分法(IAS 第 27 号の修正)」**をご参照ください。

**IFRS 第 10 号および IAS 第 28 号の修正－連結の例外を適用する投資企業(2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効)**

**本修正** は、投資企業およびその子会社への連結の例外の適用を明確化しています。

詳細については、PwC の **In brief INT2014-17「IASB が IFRS 第 10 号および IAS 第 28 号の修正を公表」**をご参照ください。

**IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正－開示に関する取り組み(2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効)**

**本修正** は、財務報告における表示および開示の改善を目的とした IASB の開示に関する取り組み(開示イニシアティブ)の一環です。

詳細については、PwC の **In brief INT2014-18「IASB が IAS 第 1 号『財務諸表の表示』に対する狭い範囲の修正を公表」**をご参照ください。



## 2017年4月1日以後発効する新基準

IAS 第 8 号第 30 項では、公表されているが未発効の新しい IFRS のうち、企業に影響を及ぼす可能性の高いものを開示することを求めています。以下の表では、2016 年 3 月 31 日より前に公表され、発効日が 2017 年 4 月 1 日以後であるすべての新基準および改訂基準を要約しています。これらの基準は、通常は早期適用できますが、一部の国では欧州連合 (EU) の承認が必要となります。

IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の修正－開示に関する取組み(開示イニシアティブ)	IAS 第 7 号に対する <b>本修正</b> は、財務諸表利用者が財務活動から生じる負債の変動を評価できるように追加的な開示を導入しています。本修正は、これまで財務諸表の開示の改善方法を検討してきた IASB の開示に関する取組み(開示イニシアティブ)の一環です。  詳細については、PwC の <a href="#">In brief INT2016-04「IASB が IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の狭い範囲の修正を公表</a> 」をご参照ください。
公表日	2016 年 1 月
発効日	2017 年 1 月 1 日以後開始する事業年度
EU による承認の状況	未承認
IAS 第 12 号「法人所得税」の修正－未実現損失に係る繰延税金資産の認識	未実現損失に係る繰延税金資産の認識に関する <b>本修正</b> は、公正価値で測定される負債性金融商品に係る繰延税金資産の会計処理を明確化しています。  詳細については、PwC の <a href="#">In brief INT2016-03「IASB が IAS 第 12 号「法人所得税」の狭い範囲の修正を公表</a> 」をご参照ください。
公表日	2016 年 1 月
発効日	2017 年 1 月 1 日以後開始する事業年度
EU による承認の状況	未承認
IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」の修正－特定の種類の株式に基づく報酬取引の会計処理の明確化	<b>本修正</b> は、現金決済型の株式に基づく報酬の測定基礎、および株式に基づく報酬の分類を現金決済型から持分決済型に変更させる条件変更の会計処理を明確化しています。また本修正は、IFRS 第 2 号の原則に対する例外を導入し、事業主が株式に基づく報酬に関連した従業員の納税義務に係る金額を源泉徴収して、当該金額を税務当局に支払うことを義務付けられている場合には、報酬の全体を持分決済型として取り扱うことを要求します。  詳細については、PwC の <a href="#">In brief INT2016-11「IASB が IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」の修正を公表</a> 」をご参照ください。
公表日	2016 年 6 月
発効日	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度
EU による承認の状況	未承認

IFRS 第 9 号「金融商品」	<p><b>本基準</b> は、IAS 第 39 号のガイダンスを置き換えるものです。この基準には、金融資産と金融負債の分類および測定に関する要求事項が含まれています。また、現行の発生損失減損モデルに代わる予想信用損失モデルも含まれています。</p> <p>詳細については、PwC の <a href="#">In brief INT2014-08「IASB が IFRS 第 9 号「金融商品」を公表</a>」をご参照ください。</p>
公表日	2014 年 7 月
発効日	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度
EU による承認の状況	承認済
IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」	<p><b>IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」</b>は、IASB と FASB による、コンバージェンスされた収益認識に関する基準です。</p> <p>本基準は、収益の財務報告、すなわち財務諸表のトップラインである収益の比較可能性を世界規模で改善するものです。</p> <p>詳細については、PwC の <a href="#">In brief INT2014-05「収益認識—新たな幕開け」</a>をご参照ください。</p>
公表日	2014 年 5 月
発効日	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度
EU による承認の状況	承認済
IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の修正	<p><b>本修正</b> には、履行義務の識別、知的財産のライセンスの会計処理および本人か代理人か(収益を総額表示するか純額表示するか)の検討に関するガイダンスの明確化が含まれます。これらのガイダンスの各項目に関連して、設例の新規追加や修正がなされています。また、IASB は、新収益基準への移行に関連する実務上の便法を追加しました。</p> <p>詳細については、PwC の <a href="#">In brief 2016-07「IASB が IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の修正を公表</a>」をご参照ください。</p>
公表日	2016 年 4 月
発効日	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度
EU による承認の状況	未承認

IFRS 第 16 号「リース」	<p><b>本基準</b> は、IAS 第 17 号の現行ガイダンスを置き換えるもので、とりわけ借手による会計処理を広い範囲で変更しています。</p> <p>借手は、IAS 第 17 号で、ファイナンス・リース(オン・バランスシート)とオペレーティング・リース(オフ・バランスシート)を区別することが要求されていました。IFRS 第 16 号では、借手に、実質的にすべてのリース契約について、将来のリース料総額を反映するリース負債および「使用権資産」を認識することを要求しています。IASB は、特定の短期リースおよび少額資産のリースについて、任意の免除規定を含めましたが、この免除規定は、借手のみが適用できるものです。</p> <p>貸手の会計処理は現行基準とほとんど変わりません。しかし、IASB は、リースの定義に関するガイダンス(および、契約の結合および区別に関するガイダンス)を更新しているため、貸手も新基準の影響を受けることになります。少なくとも、借手の新たな会計モデルは、貸手と借手の間の交渉に影響を与えると見込まれます。</p> <p>IFRS 第 16 号では、契約が一定期間にわたり対価と交換に特定の資産の使用を支配する権利を移転する場合、その契約はリースであるか、または、リースを含みます。</p> <p>詳細については、PwC の <a href="#">In brief INT2016-01「IASB がリース会計に関する新基準をついに公表」</a>をご参照ください。</p>
公表日	2016 年 1 月
発効日	2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年度。 IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」と併せて適用する場合には早期適用が認められます。
EU による承認の状況	未承認
IFRS 第 9 号「金融商品」の適用に関する IFRS 第 4 号「保険契約」の修正	<p><b>本修正</b> は、「上書きアプローチ(overlay approach)」および「延期アプローチ(deferral approach)」という 2 つのアプローチを提供しています。修正後の基準は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約を発行するすべての会社に、IFRS 第 9 号を新しい保険契約基準の公表前に適用する際に場合に生じる可能性があるボラティリティを、純損益ではなく、その他の包括利益に認識する選択肢を与える。</li> <li>活動が圧倒的に保険に関連している会社に、2021 年まで IFRS 第 9 号の適用の選択的な一時的免除を与える。IFRS 第 9 号の適用を延期する企業は、現行の金融商品基準である IAS 第 39 号を引き続き適用することになる。</li> </ul> <p>詳細については、<a href="#">In brief INT2016-16「IASB が IFRS 第 4 号「保険契約」の修正を公表—IFRS 第 9 号「金融商品」の適用がより柔軟に」</a>をご参照ください。</p>
公表日	2016 年 9 月
発効日	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度
EU による承認の状況	未承認
投資不動産の移転に関連する IAS 第 40 号「投資不動産」に対する修正	<p><b>本修正</b> は、投資不動産への振替または投資不動産からの振替を行うには、用途変更が必要であることを明確化しています。不動産に用途変更が生じているかどうかを判定するためには、不動産が投資不動産の定義を満たしているかどうかを評価しなければなりません。また、こうした用途変更は証拠によって裏付けられる必要があります。</p> <p>詳細については、PwC の <a href="#">In brief INT2016-18「IASB が IAS 第 40 号「投資不動産」の修正を公表」</a>をご参照ください。</p>
公表日	2016 年 12 月
発効日	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度
EU による承認の状況	未承認

年次改善 2014-2016 年サイクル	<p><b>本修正</b> は、次の 3 つの基準書に影響を及ぼします。</p> <p>IFRS 第 1 号「国際会計報告基準の初度適用」-IFRS 第 7 号、IAS 第 19 号および IFRS 第 10 号の経過措置にかかる短期的な免除規定の削除。2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効。</p> <p>IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」-IFRS 第 12 号の範囲の明確化。本修正は、2017 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に遡及的に適用しなければならない。</p> <p>IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」-関連会社または共同支配企業の公正価値測定にかかる修正。2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に遡及的に適用しなければならない。</p> <p>詳細については、<a href="#">In brief INT2016-19「IASB が IFRS 基準の年次改善 2014-2016 年サイクルを公表」</a>をご参照ください。</p>
公表日	2016 年 12 月
EU による承認の状況	未承認
IFRIC 第 22 号「外貨建取引と前払・前受対価」	<p><b>本解釈指針</b> は、取引の対価または取引の一部の対価が外貨建てで支払われるまたは外貨建てで価格づけされている外貨建取引を扱っています。本解釈指針は、単一の支払や受領が行われる場合に加えて、複数回の支払や受領が行われる場合のガイダンスを提供しています。このガイダンスは実務上の多様性を低減することを目的としています。</p> <p>詳細については、PwC の <a href="#">In brief INT2016-17「IASB が IFRIC 第 22 号「外貨建取引と前払・前受対価」を公表」</a>をご参照ください。</p>
公表日	2016 年 12 月
発効日	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度
EU による承認の状況	未承認